

「ドメスティック・バイオレンスとジェンダー」

大野綾子（特定非営利活動法人 男女平等参画推進みなど）



始めに

ドメスティック・バイオレンス（以下DVという）という言葉は既に今や市民権を得て、全く耳にしたこともない人はなくなりつつあるが、残念なことにいまだに偏見に満ちた捉え方がされていることが多い。今回ジェンダーフォーラム主催のセッションで話をする機会を与えられたので、一つにDVとは個人的な家庭内の問題ではなく、ジェンダーバイヤスが強くかかった社会構造を根底におきる女性の人権に関わる社会問題であることを、一人でも多くの方に理解してもらうこと、もう一つにその上で、日常的に身近でおきている問題であると気づき、隣人としてどのように対応することが必要なのかを知ってもらいたい。

I. ドメスティックバイオレンスとの取り組み

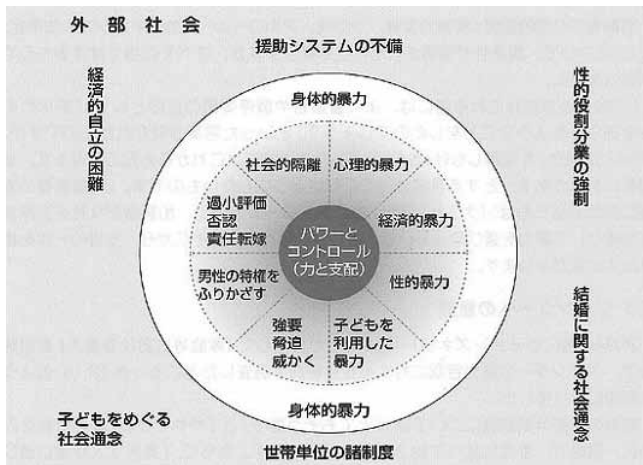
DVとは何か ―ジェンダーに特殊な犯罪としてのDV―

一言で言い表すとパワーとコントロールの関係、つまり支配する側と従属させられる側が常に代わらず、肉体的、経済的、社会的に優位に立つ男性が、親密な関係にある女性（妻、パートナー、恋人、ガールフレンド）に対して、相手を自分が思うように支配することは当たり前のことであると信じ、支配するために振るわれる心身に対する暴力的、威圧的、強制的言動のことである。これは職業、階層、学歴、年代、経済力、国籍等を問わず、日本だけでなく、世界中で起きている。加害者にも被害者にも特定のタイプはない。被害者は圧倒的に女性が多い。暴力は一度限りでなく繰り返される。DVは暴力を選択している加害者が悪いのであって、サバイバー（被害者）が悪いのではない。DV調査から被害者の割合は、男性被害者も皆無ではないが、女性被害者が90%以上と絶対多数であることから、女性の人権問題と敢えて言う。

ここに有名なDVと社会的背景を分かりやすく車輪に見立ててた図を紹介したい。（図1）

車輪を模した円の外輪部分に身体的暴力、その内側に心理的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力、脅迫、強要、威嚇、男性の特権をふりかざす行為、暴力を過小評価する行為、社会的隔離など8種類の代表的な形態の暴力が示されている。誰の目にも見えやすい身体的暴力の内側には、心

DV と社会的背景パワーとコントロールの車輪 図 1



* (出典) この図は、ミネソタ州ドゥールース市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成の図を引用した「夫(恋人)からの暴力」調査研究会著「ドメスティック・バイオレンス」15 ページに掲載されている図を著者の許可を得て加筆修正したものである。(神奈川県かながわ女性センター『女性への暴力』に関する調査研究報告書」1999.9 ページより引用)

理的暴力などの非身体的な暴力が隠れ潜んでいることを表している。これらの暴力は相互に関連し合って存在している。また、全部の暴力が同時に存在するとはかぎらなくて、また身体的暴力がいつもあるとは限らない。

すべてに共通しているのは、どの行為も被害者に恐怖心を抱かせ、被害者の意思に反することでも強制的に行わせ、被害者がしたいと思うことでも自由にさせないということ。加害者の要求を通すため、また支配関係を維持するために使われている行為であり、この「パワーとコントロール」が暴力の車輪の中心にある。男性優位な社会であり、男性は身体的に力があり、さらに経済力、社会的、政治的な影響力を持っている。その力(パワー)を持って女性を支配(コントロール)している。

この車輪(暴力)を取り巻く社会はどんなであろうか。車輪を取り巻く四角の枠が外部社会の現状を表している。ここでは性別役割分業の強制、女性の経済的自立の困難、結婚に対する社会通念、子供をめぐる社会的通念、世帯単位の諸制度、支援システムの不備など大きな社会的状況が混在し、それを根底にパワーとコントロールが起きていることを示している。

それではどんなことが DV っていわれるの？

身体的暴力

一番外から見えやすい暴力で、殴る、寸止め(実際には殴らないが、ギリギリのとこで止める、しかし以前受けた暴力の経験から恐怖を与える)、蹴る、押す、つねる、噛む、投げつける、腕をひねる、腕を引っ張る、首を絞める、物を投げる、ちゃぶ台をひっくり返す、傷つけるようなもので叩く、家の外に出す、食べ物を与えない、薬を飲ませない、監禁する等。

心理的(精神的)暴力

外からは暴力と見えづらいが、ほとんどの暴力にこの心理的暴力が複合的に振るわれている。

大声で怒鳴る、豚とかブスとか、誰のお陰で食べているのか等言葉による暴力、無視、危険な運転をする、ペットに危害を加える、大切にしている物を壊す、人前で馬鹿にする、物にあたる、包丁を持って脅す、怖い顔をするなど、自殺する、家族にひどいことをすると言って脅迫、強要、威嚇する、外国人の場合はビザ更新に協力せず、オーバーステイ状態にし、それを脅迫の手段にする、心理的な操作によって批判・非難するなどして被害者を孤立させたり、つらい思いをさせる、被害者は「お前が悪いから、愛しているから躰のために殴る」など言われ、パートナーの気持ちや意見を過小評価、否認、責任転嫁され、自分が悪い、自分がおかしいのではないかと思うように仕向ける。



「愛しているからこそ」というのは、
最低の言い訳でした。

「愛しているからこそ」というのは、最低の言い訳でした。
NPO法人男女平等推進センター（GEMO）

子どもを利用して離婚しても親権は渡さないと言われ、子どもを味方につける、暴力を子どもに見せる、直接子どもに暴力をふるうなども心理的暴力に入る。

男性の特権をふりかざし、二人の関係の中で男女の役割や上下関係を加害者が決める、家事・子育ては女性の責任として押し付け、決定権を独占し、この家の主人は俺だという態度で相手を奴隷のようにこき使う。

しかし身体的暴力がないと、被害者も加害者も暴力だと認識しないことがある。また一人一人違う感じ方が違うので、こちらからそんなことは大したことじゃないよ、気にしない方が良い等のアドバイスはしない。そうしたことが続くことで、自分を責め、自己尊重感を持つことができなくなり、生きることがしんどくなり、トラウマになり、ケアが必要になる。

性的暴力

避妊に協力しない、それでいて妊娠をすると中絶を強いる、嫌がるのに性行為を強要する（家庭内レイプ）、ポルノビデオや雑誌などを無理強いして見せる、セックスをしない、浮気をする、性病をうつす。一般的には妊娠はおめでたいと受け取られるが、必ずしもそうでないこともある。もしそこに自分で性的自己決定権を持たず、望まずに妊娠をしたのであれば、それは暴力になる。

経済暴力

必要な生活費を渡さない、土下座しないとお金をくれない、勝手に借金をしてくる、または働かずに経済的に全面依存する、買い物をする時に自分が欲しいから、自分が食べたいから、自分が好きと決めるのではなく、常に加害者が好きかどうか、食べたいかどうか、加害者の価値判断を通して決めることを強いられ続ける内に、次第に自己喪失に陥り、自己決定をすることができなくなる人もいる。

社会的暴力

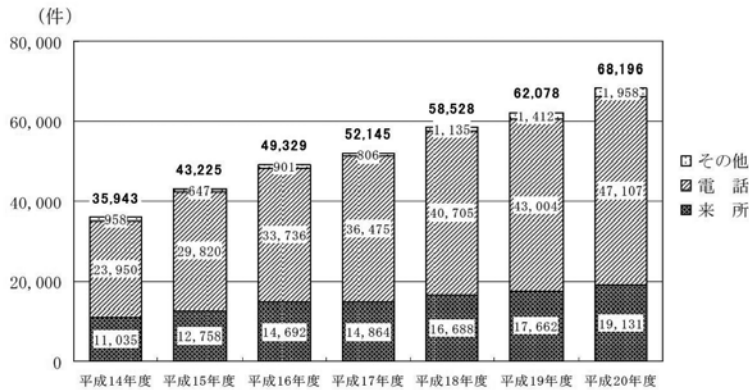
行動範囲や交際範囲を制限する、仕事をさせない、行動を監視する、友人、実家との付き合いをさせない、PCメールや携帯電話をチェックする、外国人の場合は日本語を覚えさせない、反対に母国語を使わせないなど社会的隔離（孤立させる）させられることで、情報を得辛く、支援につながる事が難しくなる。

DV を経験したことがある人がどの位いるのか

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

図2

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



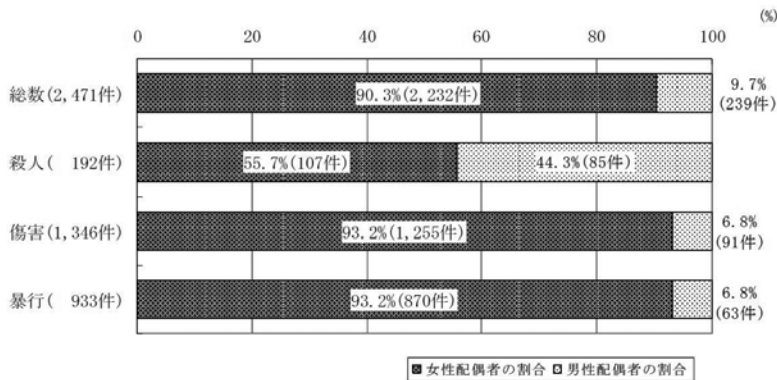
資料出所：内閣府調べ

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成21年4月現在、全国の支援センターの数は183か所（うち市町村の支援センターは12か所）となっています。

図3

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成19年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

09年内閣府がまとめて発表した資料によると

1. 配偶者暴力相談支援センター（DV防止センター）における相談数は、平成14年～20年までに倍近くに増加（内閣府調べ）している。（図2）

2. 警察における暴力相談等の対応件数は平成13年～20年に約7倍に増加している（警視庁）。

3. 婦人相談所における緊急一時保護件数は平成13年～20年に増加・横ばい状態で、それでも1.5倍に至っている（厚生労働省）。

4. 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数は平成14年来、約2.3倍増加している（最高裁判所）。

5. 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）に関しては非常に特色のある数値が発表されているので、少しコメントしたい。（警察庁）図3は傷害事件で女性配偶者の割合93.2%（1,255件）、暴行事件も同様女性配偶者の割合

93.2%（870件）と男女差が非常に大きく、圧倒的に被害者は女性である。しかし殺人件数をみると女性配偶者の割合55.7%（107人）男性配偶者の割合44.3%（85人）と男女差が少なくなっている。この数値をどう読むか。単純に世の中には暴力的なDV妻を持つ気の毒な夫が多くいて、暴力がエスカレートして夫を殺した事件と読んではいられない。ここ殺人にまで至ってしまった妻の中に、純粋に初めからの加害者はどれほどいるか。むしろ被害者である女性の数が圧倒的に多いと読むのが妥当であろう。それを物語っているのが、障害や暴行の犠牲者は女性が90%を超える数値である。ここには単に殺された最終結果のみが記載され、事件の実態は推測の域を出ないが、長いこと夫からのDVで苦しみ、傷めつけられ、しかし支配下にあって逃げ出すこともできなかった女性が、暴力から逃れる唯一方法は夫を殺すしかなかったケースが多くあったと考えられる。センセーショナルに報道された渋谷のセレブ事件もその背後に夫の暴力があり、泥酔している夫をワインの瓶で殺してしまった事件はそれに属する事件であった。



3日に1人。
妻が夫に殺されています。

日本ではまだ広く見られる、夫婦間の暴力は、妻に対する暴力が約8割を占めます。
NPO法人男女平等推進財団委員会(2018年)

©2018 男女平等推進財団

6. 配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けた経験があるかどうかのアンケートでは、女性は「何度もあった」10.8%、「1,2度あった」22.4%で計33.2%、おおよそ3人に1人が経験をしている。男性は「何度もあった」2.9%、「1,2度あった」14.9%で計17.8%となっている。（内閣府「男女間における暴力に関する調査」）

（09年内閣府資料 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/index.html>）

なぜジェンダーに関わる社会問題なのか（ジェンダーバイアスのかかった社会）

①. 厳然たる男性優位社会

憲法では男女平等が謳われ、男女雇用均等法が施行されているが、就労環境や収入において、男女が平等になっているかどうか。

- ★経済的、社会的、政治的に大きな男女格差がある。社会的に重要なポストに女性がなかなか就けない（経済界、政治家、官僚、医者、学者、法曹界等）
- ★賃金格差がある。女性の平均所得は男性の平均所得の6割
- ★女性は非正規職員、パート勤務が多い。夫の扶養控除枠内の収入に対する税金優遇が1つの要因
- ★母子家庭の貧困（平均年収214万円）
- ★結婚、育児によって退職を強いられる社会。3歳児神話などが浸透し、欧米にはない寿退社や出産退社などによるM字型カーブが依然ある
- ★出産、育児期も就労が継続できる社会環境の不備（保育所不足、病児保育所の不備、男性の家事参加が少ない、長時間勤務などの職場環境など）

こうした収入格差や職場環境の不備が多くあって、女性は経済的自立が困難な状況があるために、DVの被害にあっても、離婚に踏み切れないで被害をひどくしているケースも多い。DV夫に「だれのおかげで食わせてもらっているんだ」などと暴言を吐かれる。

②. イエ制度からくる家父長制の文化、価値観、慣習等が残存し、継承されている

- ★結婚に関する社会的通念があり、イエ制度が廃止されても家父長制文化や慣習の残存する社会
- ★戸籍において夫が戸主、住民票において世帯主、そこから夫は一家の大黒柱であり、夫の方が偉い。お父さんが偉いとなる構図
- ★夫が家庭内の大事なことの決定権を持って、妻はそれに従うものという文化が残る
- ★世帯単位の諸制度（社会保険制度、社会保障制度等）において、妻は扶養家族という考えが浸透

している。09年の給付金の支給の際も世帯単位で夫の口座にまとめて振り込まれた。これに対して、横浜市で、DVの被害あって別居している女性、まだ離婚が成立していない女性、また住民票を移すと加害者に知られる危険性があるので、住所変更をしていない女性たちが、その加害者である夫に妻や子供の給付金が世帯単位で一括支給されるのは不当であると市に訴えたが、国が決めたこと変えられない、その代り自治体でその金額に充当するお金を支給するという事態がおきた。

- ★夫婦別姓が法的にまだ認められていない。夫性でも妻性でも自由選択になっているが、夫側の姓を名乗るが大半である文化
- ★家族単位の税制で、扶養家族の妻のみにある税制優遇制度に縛られ、扶養家族から脱却できない
- ★離婚に対する社会的通念があり、離婚は恥ずかしいとされ、女性が我慢してしまう
- ★子供をめぐる社会的通念があり、両親がそろっているべきもので、離婚によって父親のいない子にすることへの非難が強い

③. 性別役割分業の文化、考え方が一般的に刷り込まれている。

- ★指導力を持って強くたくましく女性をリードしていくのが男らしい男。男性に対して控え目に振る舞い、素直について行くのが女らしい女性
- ★女性の自立や社会的な活動を良しとしない文化
- ★女性は弱く、男性の庇護のもとにある。だから税制も社会保険制度も優遇している
- ★政府の作成した標準家族は、夫が外で働き、妻は専業主婦、子ども二人。妻が料理、掃除、洗濯、育児等を担う。女性はこうあるべき、妻や母親はこうあるべき価値観の刷りこみが男女にある
- ★自己犠牲的良妻賢母の生き方が理想。常に妻役、母役であって、社会人として個の確立が困難
- ★男性の性欲は本能的なので抑えられない、暴力的性衝動や浮気も仕方がないと容認する



今若い女性の中にも再び専業主婦願望の人が多くいると聞く。それは選択肢の一つだが、女性が経済的に自立できる力をキチンと付けておくことはとても大切なことである。経済的自立が必要になった時に、その力がないと男性に依存してしまい、自分自身で自己決定できない生き方になりやすい。自立には経済的自立、生活の自立、精神的自立の3つがそろって本当の自立になる。女性には経済的自立、男性には生活の自立ができていない人が多くいるのも、こうした性別役割分業の影響があるのではないか。

1. 抑圧社会

社会の中で抑圧する人(特権階級)vs 抑圧される人(弱い立場にある)の関係に2分される事柄が多い。どんなことにその関係が生じているか。

性別	男性 vs 女性
経済	収入の多い人・正規社員 vs 少ない人・非正規社員、派遣社員、アルバイト社員
学歴	高学歴 vs 低学歴 (高学歴の女性を嫌厭する社会)
国籍	日本国籍の人 vs 外国籍の人
職業	有職 vs 無職
職種	医者、学者、経営者、弁護士、エリートサラリーマン等 vs 肉体労働者、風俗関係従事者
民族	日本民族 vs 被差別地域出身者、アイヌ民族、在日コーリア民族
セクシャリティ	異性愛者 vs セクシャルマイノリティー (同性愛者・性同一性障がい者)
年齢	壮年齢層 vs 高齢者、若年層
障がい	障がいのない人 vs 障がいのある人

こうしてみると男性と女性のどちらがパワーを持ち抑圧する側になりやすいか、完全に二分されるものではない。もちろん国籍やセクシャリティなどにより、日本人で異性愛者である女性であれば、抑圧する側に立つ事柄もあるが、総じて女性が抑圧される側になりやすい事柄が多いといえる。

日本での男女格差がどの程度のものであるかを世界の中で見る

ジェンダー・エンパワメント指数 (GEM : Gender Empowerment Measurement)

国連開発計画 (UNDP) が、ジェンダーの不平等に焦点をあて導入した手法で、女性が積極的に経済活動や政治活動に参加し、意思決定に参画しているかを測るものである。男女の国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得の3つを用いて算出される。わが国のGEM指数は、2009年109カ国中57位である。2003年44位、2004年38位、2007年53位、2008年58位/108国と下降線を辿っている。今回の衆議院選挙で女性議員比率11.3%になり、187カ国中123位になった(「人間開発報告書2009」)。

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index:GGI)

世界経済会議による発表指数で、男女格差の少なさの度合いを示す。経済活動への参画と機会、教育の機会、政策決定への参画、健康の4分野における指数により算出。2008年130カ国中98位。

HDI (人間開発指数 Human development index)

平均寿命、教育水準(成人識字率、就学率)、1人当たり国民所得などを用いて算出し、基本的な人間の能力の伸びを測るものである。わが国は182カ国中10位。

GDI (Gender-related Development Index) ジェンダー開発指数

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものだが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したものである。HDIと同様の平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いつつ、それぞれ男女格差に従って調整される。「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と言える。

ここでは日本は 155 ヶ国中 13 位と高いレベルにある。

以上の調査かつ結果から日本国民（男女共）は基本的に人間の能力の伸びに関して、世界の中で秀でたものであり、その基本的能力における男女の達成度は平等に高いことが示されている。しかしそれがひとたび男女の国会議員比率、専門職・技術職比率、管理職比率、均等所得を基に、女性の経済活動や政治活動への参加、意思決定機関への参画の比率で算出すると、非常に低い順位に甘んじており、それは先進国の中では最下位に位置し、それも年々下降していることを数値が示している。つまり他国と比して、男女格差が大きく、不平等な国であることが、客観的に事実として証明されている。

2009 年 CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）からの勧告

1985 年日本は女性差別撤廃条約を批准。加盟国は 4 年に 1 度女性差別撤廃委員会に状況報告する。2009 年 7 月、ニューヨークにおいて日本に対して委員会から以下の勧告が出された。

- ★条約を尊重していない。女性差別の定義がない。都知事のババア発言、公人の女性差別発言が野放しになっている。
- ★他国は女性の地位向上に努めているが、日本は効果的、積極的に努力をしていないので、GEM が下がり続けている。先進国としては驚くべきことと言われ、日本政府の男女平等政策や女性差別撤廃条約の軽視を指摘される。
- ★条約の中身は女性の一生に関わり、女性の生き方に影響を及ぼす。日本では女性の再婚待機期間 6 ヶ月、婚姻年齢の男女差（女性 16 歳、男性 18 歳）、夫婦同姓の強制、婚外子の相続規定等々。
- ★日本政府代表による男女平等が進まない要因は、①固定的性別役割意識、②仕事と家庭の両立困難問題、③キャリア・パス（昇進を可能にする道筋）が不透明である。

CEDAW から、日本は憲法や法律で男女平等を掲げ、女性差別撤廃国際条約を批准国しているにも拘らず、依然女性差別が歴然とあることを指摘され、速やかに改善を促進するよう勧告された。それぐらいに女性差別が強い国である。

これらのことから結婚は日本国憲法 24 条で「夫婦は同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により、維持される」も謳われているが、現実にはジェンダー社会を容認する社会構造が根底にあり、そこから来るパワーとコントロールにより DV がおきることを考えると、DV はある特殊な家庭内の個人的な問題ではないことが分かる。故に個人で解決できる問題ではなく、まさに「Personal is political.」であることに気付く。これは個人で対応、解決できることではない。つまり社会構造から来ている暴力であり、女性の人権問題であり、それは取りも直さずジェンダーの問題である。DV の根絶には社会変革が欠かせない。

デート DV の特色

本来 DV の中には配偶者間のみならず、恋人、セクシャルマイノリティーの人たちの間の暴力も含むが、日本における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下 DV 防止法）が配偶者（含む事実婚、元配偶者）に限定されていて、それ以外には DV 防止法が適用できない。できるのはストーカー法、傷害罪、監禁罪、脅迫罪などである。恋人、セクシャルマイノリティーの間の暴力にも DV 防止法の適用対象になるように、次期 DV 法改正の課題の一つとして要望が出されている。

- ★色々な点でDVと共通点も多いが、デートDVの特色として、性暴力を受けているケースがあり、かなりデートレイプといわれるものが多い。
- ★若い人の性体験が低年齢化してきて、性体験がある高校生、中高生も多いとの調査結果にも拘らず、日本では文科省の指導要綱により、性教育の中でセックスのことを教えることは禁止されている。そのため健全なセックスを知らず、ポルノなどから暴力的なセックスを学んでいる。女子高校生の約10%がデートDVの被害を受けている（16年度DV防止ながさき調査より）。
- ★暴力によらなくても、被害者の意思に反して、また同意なしに強要されたセックス
- ★被害者が精神的に無力な状態（お酒や薬）でのセックス
- ★相手の意思の確認が無理であったり、相手の自由が奪われている状態でのセックス
- ★一旦肉体関係ができると途端に男性に「おれの女」的な言動が多くなる。セックスを強要される。愛しているから二人だけの時間を大切にしろと、他との交際を束縛されるが、それを愛情と誤解し、言われた通りにしてしまう。次第にエスカレートして、彼の怒らせないよう言いなりになっていく
- ★彼の好み、彼の喜ぶこと、彼の好きな食べ物やファッションというように彼を通して判断をして、自分の好みを自分で考え、自己決定をすることができなくなり、自己尊重感がなくなっていく
- ★頻繁に携帯電話やメールで「今何をしているの」「何処にだれといるの」と干渉され、相手の言動を逐一把握するための言動を、支配の構造だと思わずに、逆に愛されているとってしまう。そんな彼を失うことに恐怖がある
- ★サイクルがある。暴力的な言動があったりするが、後で謝って優しくしてくれるので、やっぱり良い人だと思いたい。しかしそれが繰り返されることで、だんだん動揺してくる
- ★君なしでは生きていけない、別れたら死ぬと言われ、この人には私が必要なのだと離れられない
- ★お金をたかる、借りたお金を返さない。反対にお金のない男子学生が何度もご馳走したり、プレゼントをくれるのは要注意、下心があると思って良い。次第に負い目になり、何かお返ししなければという気持ちが、彼の言いなりになって、支配下入ってしまうのも経済的暴力といえる

このような言動は本当に愛なのか。愛に見せかけているが、愛を装っているだけである。しかし愛を装っていることで、それが間違いと気付くことはとても難しい。大切なのは、これはおかしい、愛情ではないことに気づくことである。束縛は愛情ではない。それは暴力である。もし自由でないと感じたら、好きなことができないなら、それは支配であって、愛されているのではない。デートDVもパワーとコントロールの関係であり、自由がなく束縛され、だんだん自分が相手の色に染まってしまうようなパートナーとの関係は危険信号である。

DVに対する今までの社会の受け止め方、反応、社会通念

- ★家庭内のこと、夫婦喧嘩は犬も食わない、民事不介入だったので、外から見えない。我慢、沈黙するしかない（家庭の外で怪我をさせれば傷害罪に当たる行為なのに、警察も介入しなかった）
- ★特別な家庭の出来事、アルコール依存症、貧困、学歴が低い（加害者には依存症の人もあるけれども、依存症でも暴力を振るわない人もいる。医者、弁護士、法曹界、学者等、職業、学歴、所得、年齢に関係なく加害者はいる）
- ★怒りがコントロールできない性格なのだ。（否。なぜなら家庭外の職場、学校などでは怒りをコ

ントロールできている。相手を選択して暴力をふるっている)

- ★離婚はみっともない。子どもを父なし児にして良いのか(偏見から、女性が我慢を強いられる)
- ★近所で評判の良いご主人だから、女性側に殴られても仕方のない理由があるに違いない。うまくやれば良い



こうしたDVに対する誤解や誤った社会通念が被害者にさらに*2次加害を与えている。被害者がまず相談に行く先は私的な関係である家族、友人が圧倒的で30%ぐらい。デートDVでは特に親より友人に相談をする人が多く50%ぐらいいる。一方専門的な公的支援の場所に繋がっている人は1%前後しかいない現実がある。これには支援に関する情報が被害者に届いていないこと、また被害者にDV被害を受けている認識がないことも多い。また初めに勇気を出して相談をした友人や家族から2次加害を与えられると、やっぱり自分が悪いのかと思って、ますます閉じこもってしまって、専門の公的支援に繋がらなくなる。なぜなら、いつも加害者から「お前が間違っている」「馬鹿だ」「躑躅をしてやっている」「俺の言う通りにしていれば間違いない」「女は男を立てなければいけない」などと言われて、自己肯定感が低くなって、自分が悪い、自分が我慢すれば良いのだと自責の念に駆られ、ますます内に閉じ籠ってしまう。自己決定をする力を削がれてきているので、そこから改めて支援に繋がることは難しくなってしまうことが多い。

*2次加害：相談に行った所、支援を求めていった所がさらなる加害を与えること

DV防止法の成立と特徴的な内容

2001年超党派の女性議員により、議員立法によって成立し、その後2度の改正が行われている。

- ★DVは犯罪となる行為であり、国と地方自治体は被害者の保護の責任があることが明記される
- ★配偶者暴力相談支援センター(以下DV防止センターという)が都道府県に設置され、相談、緊急一時保護(シェルター)にあたる。自立支援を行う
- ★被害者は保護命令を地裁に申請、審議され、保護命令(退去命令、接近禁止令)が発令される
- ★保護命令違反者に対して初めて100万円以下の罰金または禁錮刑が言い渡され、犯罪になる。それまでは犯罪となる行為ということで犯罪になっていない。多くの外国では刑法としてのDV罪がある

友人、家族、隣人としてできること

前述したように、被害者が初めて相談をするのは家族、友人が圧倒的に多い。そこから相談を受けた

人の対応いかんで、専門家による相談、支援に繋がるか、諦めて閉じこもってしまうかの分かれ目になる。そのために大事な初めの段階で以下のことに留意をし、是非しっかりと受け止めて、サポートをして欲しい。

☆その人の話を、時間をかけてじっくり聞きましょう。その人の考え、気持ち、体験、立場を理解するよう努めましょう。

☆責めたり、批評したりしないようにしましょう。

☆その人が言うことを信じてあげましょう。そして「あなたを信じている」と言ってあげましょう。「あなたの責任ではない」と何度も言ってあげましょう。

☆あなたが解決してあげようと思わないでください。考えやアドバイスを押し付けないことです。

☆その人が自分で決められるように支えてあげましょう。どんなにこちらが良いと思っても押し付けることはしない。その人自身が自分で考え、決めたことでない限りうまくいきません。

☆その人がDV被害者支援の専門窓口に繋がるように支えてあげましょう。

☆暴力が振るわれているのが分かったら、もし違っていても、それは結果的に良かったことなので、違っていることを心配せず、まず警察に通報しましょう。



「どうして逃げないの？」
と言われた。
どうしても逃げられないから相談したのに。

資料出典：港区立総合福祉センター、港区警察本部、港区社会福祉協議会、港区女性センター、港区男女平等参画推進委員会

まとめ こんな愛を育みましょう

・本当の愛情とは対等な関係性の中で、多様な価値観を認め合い、尊重していくもの

・お互いに縛り合わず、自分も自由でいながら、相手も自由にする愛

自分が自立しながら、相手も自立させる愛

一人であるより、二人である方がもっと自由になれる愛 [沼崎一郎著「ジェンダー論」の教え方ガイド P.27]

II. NPO 法人男女平等参画推進みなとの活動 <http://gem-net.org/>

港区区政 50 周年を記念して、港区本会議場において、当時弁護士だった福島みずほ氏を議長に、女性の模擬議会を開催した任意団体「みなと 21 女の議会」を前身に、2005 年 7 月 14 日「特定非営利活動法人男女平等参画推進みなと」(GEM) として誕生する。活動目標として以下の事を掲げる。

★一人ひとりの、男女平等意識を高める

★あらゆる分野で、男女を問わず、共に活動する人のネットワークを広げる

★市民、行政、企業、研究機関等と連携し、男女平等参画推進の実効を挙げる

★人権が擁護され、だれもが個性豊かに生きる真の民主主義社会を創る!!

いま取り組んでいること

地域に根差す NPO として、現在の取り組みは大きく 2 本の柱があり、一つは男女平等参画社会の構築を目指し、男女共同参画社会の大切さ、心地よさ、楽しさを地域に向けて発信する。具体的には啓発のための講座、円卓会議の開催、GEM カフェ開設、行政の諮問機関へ区民委員として参画をして、港区男女平等参画条例に基づく行動計画案の策定、評価などを行う。

もう一つは男女が不平等であることの歪、それ故におきている DV の問題に対し、地域で支え、DV フリー地域を目指し、官民が連携して取り組んでいる。この 4 年間、気付き、啓発、予防を目指し、地域ぐるみで取り組んできた成果として、プロのコピーライター、アートディレクターの協力も得て、09 年度は「心に響かせる DV 根絶パネル発表展示会」開催に至ることができた。現在そのパネルは全国で啓発に活用されている。生きづらさを抱える女性への直接支援として、エンパワメントと自立支援のための居場所「ほっとすぺーす olive」の運営、そこでは女性のための安心安全なしゃべり場、ランチ作りなど日常生活の回復、就労支援としての PC 教室、アートセラピーとしての字てがみ等を行っている。また同時に要望に応じて、相談や同行支援等にも応じている。

「心に響かせる DV 根絶パネル発表展示会」に至るまでの軌跡

06 年度～ 08 年度 3 年間に亘り、港区アシストプラン助成金を受給し、調査、ネットワークミーティングの中から、4 年目にして 09 年に啓発のためのパネルが創作された。

- 1 年目：港区で DV が起きた時に関わる官民の団体・個人（港区子ども課、東京ウイメンズプラザ、男女平等参画推進センターリーブラ、東京都女性相談センター、高輪警察・警視庁、女性の家 HELP、コミュニティカフェ、中野麻美弁護士、尾崎礼子氏個人等）に聴きとり調査を実施。顔の見える関係ができ、調査報告書『DV 被害者のためのアドボケイト要請に関する調査』にまとめる。
- 2 年目：行政に先駆けて、DV に取り組む官民の団体、個人にネットワークミーティング開催を提唱、3 回の会議を召集。参加は聞き取り調査をした官民の団体の他に、企業から資生堂、個人として看護師、弁護士、民生委員等が参加する。参加した企業の担当者は、それまでの社会貢献の対象として企業の外側にあった DV 問題から、被害者、加害者が社内にいる可能性に気付き、内なる問題として企業はいかに対応するか、DV に対する意識の変革があり、大きな収穫だった。アメリカオハイオ州 DV 連合スタッフである講師から、オハイオ州の CCR（地域での取り組み）について学ぶ。
- 3 年目：ネットワークミーティングの継続開催、話合いの中から DV の予防・啓発を目的としたパネルを作ることを決定し、取りかかる。プロの㈱電通コピーライターとアートディレクターのボランティアな協力を得ることができるようになり、制作に取り掛かった。
- 4 年目：7 月女性の仕事と未来館で「心に響かせる DV 根絶パネル発表展示会」開催、現在に至る。

〔補遺〕

- ☆コピーライター、アートディレクター、サバイバーによる展示発表を以下の URL で動画配信中
Youtube:URL:<http://www.youtube.com/watch?v=4YkeG55uLGE&feature=related>
- ☆文中のキャプションと写真はその「心に響かせる DV 根絶パネル」の一部を掲載した。
- ☆キャプションの下には「DV はすぐ近くで起きている、その実情を知ることが、撲滅への第一歩。」

NPO 法人男女平等参画推進みなと〈GEM〉〔港区男女平等アシストプラン助成対象事業〕と書かれている。



参考文献

- 戒能民江著『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房
ランディ・バンクロフト著『DV・虐待加害者の実態を知るあなた自身の人生を取り戻すためのガイド』明石書店
若尾典子著『ジェンダーの憲法学～人権・平等・非暴力』家族社
沼崎一郎著『ジェンダー論』の教え方ガイド(有)フェミックス
遠藤智子著『デートDV』KKベストセラーズ

デートDVに取り組んでいる民間団体のHP

- レジリエンス <http://www.resilience.jp/>
アウェア http://www.geocities.jp/www_aware_cn/
NPO 法人DV防止ながさき http://www.geocities.jp/dv_greentomato/profile.html
ウイメンズネット・こうべ <http://homepage1.nifty.com/womens-net-kobe/>